

給水装置工事配管技能者講習会见直し
に関する検討報告書
(要約)

平成 23 年 3 月

給水装置工事配管技能者講習会见直し検討委員会

財団法人 給水工事技術振興財団

給水装置工事配管技能者講習会见直し に関する検討報告書(要約)

1. 検討の目的

(財)給水工事技術振興財団(以下「財団」という。)では、(社)日本水道協会(以下「日水協」という。)及び全国管工事業協同組合連合会(以下「全管連」という。)の協力を得て、平成11年度から財団主催の給水装置工事配管技能者講習会(以下「講習会」という。)を開催してきた。

平成23年度で13年目を迎えるに当たり、水道事業発展へのさらなる貢献と適切な技能を有する者の養成という観点から、講習会の見直しを行い、内容をさらに充実させるため、「給水装置工事配管技能者講習会见直し検討委員会」を設置した。

2. 給水装置工事配管技能者講習会见直しの検討結果

(1) 講習会内容の見直しについて

①講習会の名称変更等

講習会の内容について、実技課程での判定の厳格化や方法の統一化、学科課程での習熟度考査の導入などを行うとともに、名称について、例えば「給水装置工事配管技能検定会」に変更する。

参加要件の「2年程度の実務経験」について、自己申告により参加申込書への業務経歴の記入を求めることとする。

また、工業高等学校等の卒業生であって配管実技を履修している場合は、実務経験2年を有している者と同等の扱いとする。

②実技課程の使用給水管種の見直し

実技課程に使用する給水管の管種数は3管種とするが、そのうち2管種は従来の3管種(ポリエチレン管、硬質塩化ビニル管、硬質塩化ビニルライニング鋼管)の中から選択し、残りの1管種は従来通りの管種または、配管技能が明確に確認できる管種を開催地の事業体と管工事組合が協議して選定する。

なお、従来の穿孔のみ講習やオプション講習は検定として継続する。また、従来の講習会修了者は、新たな“検定合格者”と同等の取り扱いとする。

③学科課程の見直し

学科課程に習熟度を判定する考査を導入するとともに、講義内容にDVD等の映像を用いて視覚に訴える方法で最新の技術や機材などの紹介を加える。

④使用工具の電動化

使用工具については、電動化を導入せず、現行の手動式とすることが適当である。

⑤その他

他の機関が実施している類似の講習会等との連携・共催や実技課程における新たな配水管種としての配水用ポリエチレン管の導入に向けて各機関との協議を進めていくことが望ましい。

(2) 配管技能者の位置づけの明文化の促進等について

“検定合格者”の工事事業者による活用及び水道事業者による位置づけの明文化を推進するために、関係機関が相互に協力しつつ以下の通り取り組む必要がある。

①事業体の取り組み

ア “検定合格者”の位置づけの明文化の促進

現在までに明文化が行われていない事業体においても、配管技能者が一定の技術レベルを保持すべき旨の規定等を整備し、そうすることによって、“検定合格者”が明確に位置づけられ、工事事業者に対して必要な監督がなされるよう強く期待する。

イ 検定会開催への協力

事業体は、継続的な検定会の開催に向けて財団及び管工事組合に積極的に協力するよう期待する。

この場合、広い地域から技能者が参加できるよう、周辺事業体が相互に連携して協力することが望まれる。

②財団の取り組み

ア 検定会の実施

財団は、日水協と全管連の協力を得て新たな検定会の実施方法を確定し、全国都道府県において検定会が実施されるよう、平成 23 年度以降可能な事項から実行に移す。

特に、公平かつ厳正な検定を実施できるよう、日水協と全管連の参画を得て、事務規程を改訂するとともに現行の検定表に詳細内容を加えた検定会実施マニュアルを作成する。

イ 事業体への明文化・検定会開催のための働きかけ

財団は、日水協と全管連の協力を得て、“検定合格者”が水道事業者の規定等によって一定の技能レベルを有する者として位置づけられるよう働きかける。

ウ 今後の課題への取り組み

財団は、検定会に類似した講習会等との連携・共催や配水管ポリエチレン管の分岐穿孔に関する内容の検定会への導入について各機関との協議を進める。

③ 全管連の取り組み

ア 事業体への働きかけ

全管連は、財団と協力して、“検定合格者”の位置づけを規定等に明文化するよう事業体に対して働きかける。また、講習会の未開催県の事業体に対して、検定会の開催への支援・協力を働きかける。

イ 管工事組合及び工事事業者への働きかけ

全管連は、未開催県の管工事組合に対して検定会の開催を働きかけるとともに、傘下の工事事業者が検定会に技能者を参加させるよう積極的に働きかける。

④ 日水協の取り組み

日水協は、水道事業者が規定等を整備し、“検定合格者”が明確に位置づけられるよう、全国の水道事業者に対して周知していく財団等の情報提供活動に協力する。

3. おわりに

本検討会においては、財団の講習会が給水装置工事配管技能者を養成する稀少な場であり、特に、給水装置工事において最も重視される配水管からの分岐穿孔技能の習得ができる唯一の場であることから、水道技術を次世代に継承していくために講習会への参加者を増やすことが是非とも必要であることを改めて確認した。

そのためには、今日的なニーズを反映した講習会の内容に改めるとともに、名称を「検定会」として実施していくべきであると考え、本報告書を取りまとめた。

水道事業体においては、判定基準の厳格化等により検定会の合格者が「適切な技能を有する者」として位置づけ易くなることから、規定等に明示して工事事業者に周知することが強く望まれる。

本報告書に取りまとめたように、検定会を主催する財団が充実した検定会の実施に向けて直ちに取り組むことが先決であり、また、日水協および全管連においても、それぞれが取り組む課題を認識し、財団に全面的に協力していくことが求められる。

また、こうした取り組みに対しては厚生労働省の支援と協力が不可欠であり、特に、水道事業体において技術職員が急激に減少しつつあることに鑑み、給水装置工事にかかる配管技能者の技術水準を確保するために、「適切な技能を有する者」に関する指針を明らかにするよう求めたい。